

北九州市脱炭素型資源循環事業者認定制度に関するQ & A

このQ & Aは、北九州市脱炭素型資源循環事業者認定制度の手引きに基づき、申請を検討されている事業者の方から寄せられる可能性のある質問にお答えするものです。

Q 1：この制度の目的は何ですか？

A 1：本制度は、産業廃棄物の適正処理に加え、脱炭素型資源循環やサステナビリティ向上に積極的に取り組む市内の排出事業者、中間処理業者、収集運搬業者を北九州市が評価・認定するものです。この制度を通じて、産業廃棄物の適正処理を確保し、排出事業者と処理業者の連携による産業廃棄物の減量化や再生利用が促進され、脱炭素社会と循環経済への移行の実現に寄与することを目的としています。

Q 2：認定を受けることのメリットは何ですか？

A 2：認定を受けることで、事業者としての環境貢献への取組が明確に可視化され、企業価値の向上、取引先や市民からの信頼獲得、金融機関からの評価向上といったメリットが期待できます。

また、産業廃棄物の減量化や再生利用を促進し、新たなビジネスチャンスの創出、ひいては脱炭素社会の実現に寄与する「選ばれる企業」としての地位確立を後押しします。さらに雇用においても、特に若い世代は企業の環境や社会貢献への取り組みに対する意識が高いため、優秀な人材の獲得につながります。

Q 3：どのような事業者が申請できますか？

A 3：以下のいずれかに該当する事業者が申請可能です。

①市内に事業所を有する排出事業者

②福岡県知事または北九州市長の許可を受けており、市内に事業所を有する産業廃棄物処理業者で、許可を受けた日から3年以上経過している者

Q 4：認定の対象とならないのはどのような場合ですか？

A 4：上記の申請資格に該当する場合でも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからハまでの各規定に該当する者、または暴力団・暴力団員等と密接な関係を有する者、あるいは民事及び刑事事件等に関わり社会通念上不相当と認められる者は認定の対象となりません。

Q5：「北九州市産業廃棄物排出事業者・処理業者優良認定制度」の認定事業者ですが、改めて申請は必要ですか？

A5：「北九州市産業廃棄物排出事業者・処理業者優良認定制度」の認定事業者は、申請不要で自動的に「サーキュラーキーパー（★）」に認定されます。より上位グレード（「グリーンサーキュラーチャレンジャー（★★）」以上）を目指す場合は申請が必要です。

Q6：国優良産廃処理業者（市優良認定はなし）ですが、申請にあたって何か優遇されますか？

A6：国優良産廃処理業者の場合、本制度のサーキュラーキーパー（★）の認定要件を満たしているとみなされます。ただし、認定を受けるには申請が必要です。より上位グレードを目指す場合は、該当するグレードの認定基準を満たす必要があります。

Q7：グレードはどのように分けられていますか？

A7：認定グレードは、4つの評価基準分類（①産業廃棄物の適正処理、②自社の脱炭素化、③産業廃棄物の脱炭素型資源循環、④サステナビリティ向上）への取り組み状況を総合的に評価し、以下の4段階で認定されます。

サーキュラーキーパー（★）

- ・ 産業廃棄物の適正処理、安全確保を高いレベルで実現している事業者を対象とします
- ・ すべてにグレードにおいて、産業廃棄物の適正処理・安全確保は前提となります。

グリーンサーキュラーチャレンジャー（★★）

- ・ サーキュラーキーパー（★）の取組に加え、温室効果ガス排出量算定に着手し、脱炭素化への第一歩を歩み出している事業者を対象とします。
- ・ 環境負荷の低減に向けた具体的な活動を計画・実行し始めている段階です。

グリーンサーキュラーナビゲーター（★★★）

- ・ グリーンサーキュラーチャレンジャー（★★）の取組に加え、温室効果ガス排出量削減目標を明確に設定し、その達成に向けて具体的な削減実績を上げ、成果を可視化している事業者を対象とします。
- ・ 積極的に脱炭素型資源循環やサステナビリティ向上に取組んでおり、その成果を明確に示せる段階です。

グリーンサーキュラーフロンティア（★★★★）

- ・ グリーンサーキュラーナビゲーター（★★★）の取組に加え、廃棄物の焼却・埋立から脱却し、再生材を再び原料として供給・使用する等、脱炭素型資源循環において先進的かつ革新的な取組を実現している事業者を対象とします。
- ・ 環境分野における模範となるような、優れた実績を持つ最上位のグレード

です。

Q 8：評価項目にはどのようなものがありますか？

A 8：評価項目は以下の 4 つの分類に分けられています。

①産業廃棄物の適正処理

法令遵守、電子マニフェストの使用、財務体質の健全性など、事業の基盤となる取組。

②自社の脱炭素化に向けた取組

温室効果ガス排出量の把握、省エネ設備の導入、脱炭素電力への切り替えなど、自社の CO2 削減に関する取組。

③産業廃棄物の脱炭素型資源循環に向けた取組

産業廃棄物の減量化、再資源化促進、排出事業者との連携など、産業廃棄物を介した脱炭素型資源循環の推進に貢献する取組。

④サステナビリティ向上への総合的な取組

ISO14001 等の認証取得、地域社会への貢献、多様な人材の活用など、企業全体の持続可能性を高める幅広い取組。

Q 9：評価項目には「必須項目」と「選択項目」がありますが、違いは何ですか？

A 9：必須項目は、各グレードの認定を受けるために必ず満たさなければならない項目です。一方、選択項目は、合計点数に加算される項目で、より高いグレードの認定を目指す際に、積極的に取り組むことで加点されます。また、加点項目として、さらに高い評価を得られる項目もあります。

Q 10：温室効果ガス排出量の把握は、どのように行えばいいですか？

A 10：認定基準の手引きでは、少なくとも Scope1（直接排出）と Scope2（間接排出）の排出量を算定・把握することが求められています。算定方法がわからない場合は、以下のツールや制度の活用をご検討ください。

- ・（公社）福岡県産業資源循環協会では、毎月の電気料金等からエクセルを用いて温室効果ガス排出量を算定できるツールを提供しています。

（公社）福岡県産業資源循環協会 連絡先 093-409-8911

○ホームページ <https://www.f-sanpai.or.jp/>

- ・北九州 GX 推進コンソーシアムでは、希望する北九州市内の会員企業に温室効果ガス排出量可視化ツールを無償提供しています。

○ホームページ <https://ktq-gx.com/econipass-application/>

Q 11：「産業廃棄物の適正処理」の適合基準で確認されることは何ですか？

A 11：法令遵守（特に提出期限が定められている報告書や届出の提出状況）、電子マニフェストシステムの使用、直近 3 年の財務体質の健全性（自己資本比率 10% 以上、経常利益金額等の平均がゼロ以上）、事業場内の清掃・清潔維持、労働安全衛生に関する社内教育の実施、事業の透明性（情報公開）、そして自社の産業廃棄物のリサイクル率の把握が確認されます。

Q12:「自社の脱炭素化に向けた取組」で、グリーンサーキュラーチャレンジャー以上の認定を目指す場合、何が必須となりますか？

A12: 自社（北九州市内事業所分のみで可）の、少なくとも Scope1, 2 に関する温室効果ガスの排出量を算定・把握していることが必須項目となります。グリーンサーキュラーナビゲーター以上を目指す場合は、加えて温室効果ガス排出削減に向けた目標設定と削減実績が必須となります。

Q13:「産業廃棄物の脱炭素型資源循環に向けた取組」で、グリーンサーキュラーフロンティア認定を目指す場合、何が必須となりますか？

A13: 再生材を原料として製造事業者へ供給し、循環利用するなど、脱炭素型資源循環に向けた先進的かつ革新的な取組を実施していることが必須項目となります。これは有識者による定性的な審査が行われ、取り組みの背景にある課題意識、解決へのアプローチ、実現性、将来的な発展性までが総合的に評価されます。

Q14:「サステナビリティ向上への総合的な取組」では、どのようなことが評価されますか？

A14: 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 など）の認証取得、法定以外の環境調査の実施、環境カウンセラーや公害防止管理者等の専門知識を有する従業員の雇用、環境保全に関する地域貢献活動の実施、北九州ネイチャーポジティブネットワークへの参画、自立支援を促す雇用や高齢者雇用等の推進による多様な人材活用などが評価されます。

Q15: 加点点評価項目は、認定グレードにどのように影響しますか？

A15: 加点点項目は必須項目ではないものの、選択項目よりも高い点数が設定されています。これは、北九州市が推進する環境施策（北九州市脱炭素電力認定制度、北九州 SDGs 登録事業者など）に積極的に取り組んでいる事業者をより高く評価するためです。これらの項目は、より上位グレードの認定を目指すうえで、大きなアドバンテージとなります。

Q16: グレードはどのように決定されますか？

A16: グレードは、「評価基準分類①（産業廃棄物の適正処理）」の全必須項目への適合に加え、「評価基準分類②（自社の脱炭素化に向けた取組）」、「評価基準分類③（産業廃棄物の脱炭素型資源循環に向けた取組）」、「評価基準分類④（サステナビリティ向上への総合的な取組）」の選択項目と加点点項目の合計点数によって決定されます。各項目には点数が設定されており、提出書類に基づいて合計点が算出されます。

Q17：認定の有効期間はどのくらいですか？

A17：認定の有効期間は、北九州市が認定を決定した日から起算して、5年が経過する日の属する年度の末日までとなります。

Q18：グレードアップ認定を受けた場合、有効期間はどのようになりますか？

A18：グレードアップ認定を受けた場合、従前の認定の効力は失われ、新たな認定日から5年間の有効期間が更新されます。認定グレードに変更がない場合は、従前の認定期間が継続されます。

Q19：認定事業者になると、どのようなインセンティブがありますか？

A19：認定事業者には以下のインセンティブがあります。

- ・認定証の交付
- ・許可証への記載（北九州市長が許可した処理業者のみ）
- ・認定ロゴマークを活用した企業PR
- ・3R講習会等における取り組み紹介
- ・北九州市ホームページでの周知
- ・市の各種支援制度に関する配慮（例：地域みらい促進資金、北九州市中小企業の3E-Action 応援事業、北九州市環境未来ビジネス創出助成事業）

Q20：認定ロゴマークは、どのように活用できますか？

A20：許可証への記載のほか、イベントや通常の広報活動（ホームページやパンフレット、名刺、封筒、自社車両など）において、環境貢献への取り組みを対外的にPRするツールとして活用できます。ただし、ロゴマークの使用には規定があります。

Q21：認定後も、継続して取り組むべきことはありますか？

A21：認定はゴールではなく、継続的な改善努力が重要です。例えば、定期的な進捗報告、グレードアップの推奨、環境目標の見直しや新たな取り組みへの挑戦などに取り組んでいただきます。

Q22：複数の事業形態を持つ場合、どのように申請すればよいですか？

A22：排出事業者、処分業者、収集運搬業者の複数の事業形態を持つ事業者は、それぞれの事業形態ごとに申請することができます。その場合、各事業形態で定められた評価項目と認定基準に基づいて審査が行われます。例えば、処分業者と収集運搬業者の両方の許可を持つ事業者は、それぞれの事業形態として認定を目指すことが可能です。

Q23：申請に必要な書類は、事前に準備しておく必要がありますか？

A 2 3：申請にあたっては、手引きに記載されている確認方法（書類）の項目を参考に事前に必要な書類を準備しておくことを強く推奨します。直前3年の財務書類、労働安全衛生に関する実施報告書、各種認証の認定証の写しなど、準備に時間のかかる書類も多いため、計画的に準備を進めてください。

このQ & Aは、制度の概要を理解いただくためのものです。申請にあたっては、必ず手引きの全文をご確認ください。さらに詳しい情報や個別の相談については、北九州市環境局産業廃棄物対策課（TEL 093-582-2177）までお問い合わせください。